



大川市市民活動保険



市民活動保険とは

町内会活動を始めた地域やボランティア活動など、皆さんが取り組まれている様々な活動は、住みよいまちを作るために欠かせないものですが、偶然の事故やケガなどの危険がともないます。

万が一のときのケガの治療や、損害賠償などに係る費用の一部を補償し、安心して地域活動やボランティア活動に参加できるようにするため、「大川市市民活動保険」補償制度を設けています。

対象となる活動

市や市民活動団体等(市内に活動の拠点を置き、自主的に組織され、公益性のある市民活動を継続的に又は計画的に行う市民団体)が行う地域社会活動や社会教育活動などに、本来の職務を離れて自主的に参加する市民活動が対象です。政治、宗教又は営利を目的とした活動や、報酬を伴う活動(実費弁償は除きます。)は対象外となります。

事故が発生した場合は

市民活動団体の代表者は、市民活動中に事故が発生した場合は、まずは地域支援課またはコミュニティセンターへご連絡ください。事故報告書などを用意しています。

また、事故の内容によって保険が適用されない場合もあります。



適用条件及び補償内容

○傷害補償

責任者・指導者もしくは活動者が、市民活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または負傷をした場合に適用されます。

なお、夏祭りの来場者やスポーツ活動の観覧者などは保険の対象外となります。

区分	保険金額(限度額)
死亡補償金	300万円
後遺障害補償金	9万円～300万円
入院補償金	日額3,000円(180日限度)
通院補償金	日額2,000円(90日限度)

※細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症危険並びに腸管出血性大腸菌感染症(0-157)危険補償含む。

○賠償責任補償

市民活動団体、責任者・指導者もしくは活動者が、市民活動中に第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合に適用されます。

区分	保険金額(限度額)
身体賠償	1名あたり6,000万円
	1事故あたり3億円 (食中毒事故のみ保険期間中3億円)
財物賠償	1事故あたり300万円 (食中毒事故のみ保険期間中300万円)
受託物賠償	1事故あたり300万円 (保険期間中限度300万円)

※1回の事故につき、5,000円は自己負担(免責)になります。

